広島圏都市計画地区計画の変更(熊野町決定) 都市計画熊野町深原産業団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称		深原産	深原産業団地地区地区計画			
位 置		置	広島県	広島県安芸郡熊野町字東深原 98 番 18 ほか 53 筆		
地区計画の目標			本地	約6.0 h a 本地域は町の中央部の東側で東広島市との行政境付近に位置し、将来的には道路交通網		
			クセスこの	性が向上し広域交通の利便性が増加する 地域特性を活かし、本計画を策定するこ	イパス及び東広島呉道路)の整備により75地域である。 とにより、周辺環境に配慮した流通業務を 対産業の活性化を図ることを目標とする。	
区域の整備、保全に関する	地区施設の 本 整備の方針 の施			地区における地区施設は、深原地区町有地造成事業(仮称)により整備し、それぞれ 设の機能を損なわないようその維持・保全を図る。		
、			の 1 2 建	物等について、流通業務を主体とした地 築物の用途の制限 築物の敷地面積の最低限度	也区とするため、次の事項を定める。	
土地 方針		に関す	2 '	を、特性に応じて次の方針を定める。 面等は、有効な緑地環境を確保するため 「	の、維持、保全する。	
地区整備計画		u. = 46	=n. o	名称	規模	
	地区施設の 配置及び名称			道路	幅員9m 延長約560m	
				緑地	0.8ha	
	建築物等に関する事項	地区の	名 称	産業地区		
		区分	面積	約 2	. 3 h a	
		建築物の制限	等の用途	次に掲げる建築物は建築してはなら 1 建築基準法別表第 2 (を)項に掲げ 2 保育所 3 神社、寺院、教会その他これらに 4 自動車教習所 5 床面積の合計が 15 平方メートルを 6 カラオケボックスその他これに類 7 老人福祉センター、児童厚生施設 8 建築基準法別表第 2 (ぬ)項第 1 号	るもの 類するもの : 超える畜舎 するもの その他これらに類するもの	
		建築物の容積率 の最高限度		200%		
		建築物の建ペい 率の最高限度		6 0 %		
		建築物の敷地面 積の最低限度		500 平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。 1 自動車修理工場 2 ガソリンスタンド 3 建築基準法別表第 2(い)項第 8 号又は第 9 号に掲げるもの		